

フリーランス保護 政府が法案提出へ

仕事を発注する事業者の義務		業務内容や報酬額を書面かメールなどで明示する
		報酬は仕事をした後、60日以内に支払う
		報酬を著しく低くしたり、理由なく減額したりしない
		ハラスメント行為に対応する体制を整備する
違反した事業者への対応		出産・育児や介護との両立に向け、就業条件を配慮する
		行政が指導や勧告、命令などを行う
		フリーランスは、違反を国の行政機関に申告できる

「フリーランス・トラブル110番」
報酬の支払いに関するトラブルが最も多い

政府はフリーランスを保護するための法案を、今秋の臨時国会に提出する方針を固めた。フリーランスは立場が弱く、不利な契約を結ばされたり、契約がきちんと履行されなかったりすることが多い。新法では、仕事を発注する事業者に適切な報酬の支払いなどを義務づけて、取引の適正化を図る。▼3面＝現場の声

法案の骨子を13日夜に公表し、市民からの意見募集を始めた。

フリーランスは、一人で事業を行う働き方で、2020年の政府の調査では国内に推計462万人いるとされる。法案の骨子では

「業務委託の相手方である事業者で、他人を使用していない者」と定義づけた。フリーランスに業務を委託する事業者に対し、業務内容や報酬額を記した書面やメールを交付することや、報酬は仕事のおと60日以内に支払うことなどを義務づける。フリーランスに責任がないのに当初決めた報酬を減額したり、返品したりすることは禁止する。

これらの規定は、現在も資本金1千万円超の企業には、下請法で義務づけられている。大企業が中小零細の下請けに対し優越的な地位を乱用するのを防ぐ趣旨で、保護される対象にはフリーランスも含まれる。新法は、資本金1千万円以下の企業にも同様の対応を義務づけるものだ。

事業者に対し、ハラスメント対策や、出産・育児・介護との両立への配慮も求める。規定に違反する行為があった場合、国は指導や勧告などを行う。

連合の21年の調査によると、フリーランスが経験したトラブルでは、「報酬の支払いの遅延」と「一方的な仕事内容の変更」が最も多く、それぞれ約3割にのぼった。

(橋本拓樹)

フリーランスが安心して働けるように

労働者に対して様々な面で保護が弱いフリーランスが安心して働けるようにするための法案が、今秋にも国会に提出される。不利な契約の是正のほか、ハラスメント対策や意見・介護との両立に向けた配慮が盛り込まれた。ただ、課題も多く残されている。

▶1面参照

フリーランスのグラフィックデザイナー・西村淳一さん(48)は5年ほど前、発注元の出版社とトラブルになった。過去につくって書籍に載せたデザインが、改訂版でも無断で加工されて使われていた。その分の報酬はもらっていない。

契約と違つと出版社に抗議したが、口約束で書面を交わしていなかった。主張の隔たりは埋まらず、訴訟に発展した。「契約書を交わさないのが当たり前だった。信頼関係があると思っていた」と振り返る。

フリーランスを含む働き方の多様化が進むなか、こうしたトラブルは後をたたない。政府が2020年に委託して始めた「フリーランス・トラブル110番」には月300件以上の相談が寄せられてきた。内容は「報酬の支払いについて」が最も多く、「契約内容について」が次ぐという。

そこで新法では、まずは取引の適正化を進める。契約する業務や報酬を書面で明示させ、委託が一定期間続いている場合は一方的な報酬の減額などを禁じる。現在も資本金1千万円超の大企業は下請法で規制しているが、中小零細事業者にまで対象を広げる形だ。

さらに、継続的な契約を中途解除するが期間満了で更新しないときは、30日前までの予告を必要とする。

当事者団体が強く要望していたハラスメント対策の強化も盛り込まれた。労働者の場合は、「パワハラ防止法」が4月に全面施行され、防止対策をとることが

最低賃金の適用外、病気のときの保障も手薄…残る課題

企業の義務になった。フリーランスは対象外だったが、今回の新法で同程度の内容を事業者に求める。

フリーランスでも発注元の事業者に常駐して働く人がいるため、意見や介護をしている場合は仕事をする時間や場所について配慮することも求める。

こうした新法について、当事者団体からは一定の評価をする声があがった。プロフェッショナル&パワフルキャリア・フリーランス協会の平田麻莉・代表理事は「過剰なルールになればフリーランスが仕事を受けにくくなることも心配したが、バランスのとれた内容だ」と話す。

一方、取引の適正化が進んだとしても、フリーランスの働き方には課題が多く残る。会社に雇われて働く労働者と違い、最低賃金が適用されないなど、労働法の保護は原則及ばない。

雇用保険が適用されず年金や健康保険の保護も弱い。ため意見休業給付はなく、病気やけがで働けなくなったときの保障も手薄だ。日本芸能従事者協会の森崎めぐみ代表理事は「(新法をめぐる議論が)取引の適正化にとどまらず、社会保障も含めたフリーランスの全体的な保護につながってほしい」と話す。

また、契約はフリーランスでも、働く場所や時間を決められているなど実質的に労働者と判断される場合は、労働法が適用されることになっている。日本マスコミ文化情報労組会議フリーランス連絡会の杉村和美さんは「本来労働者として保護するべき人もいるので、労働者がどこかを判断する基準についても同時に見直すべきだ」と指摘する。(三浦淳平、橋本拓樹、編集委員・沢路毅彦)